○荒尾市子ども医療費助成に関する条例施行規則

平成12年３月31日規則第14号

改正

平成16年３月30日規則第29号

平成20年３月21日規則第５号

平成21年６月８日規則第19号

平成22年３月31日規則第８号

平成23年３月31日規則第14号

平成24年３月30日規則第９号

平成24年９月27日規則第32号

平成25年３月29日規則第18号

平成25年９月20日規則第35号

平成26年７月25日規則第20号

平成26年10月15日規則第28号

平成27年12月14日規則第36号

平成29年８月18日規則第25号

平成30年９月28日規則第26号

令和２年９月30日規則第27号

令和３年３月24日規則第６号

令和３年３月31日規則第９号

荒尾市子ども医療費助成に関する条例施行規則

荒尾市乳幼児医療費支給に関する条例施行規則(昭和48年荒尾市規則第13号)の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規則は、荒尾市子ども医療費助成に関する条例（平成12年条例第13号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（認定申請等）

第２条　条例第５条第１項の規定により受給資格者の認定を受けようとする者は、子ども医療費受給資格認定申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　個人番号届出書（様式第１号の２）

（２）　医療保険の被保険者証

（３） 受給資格者の認定を受けようとする者が医療保険の被扶養者である場合は、当該医療保険の被保険者の所得、市町村民税の課税等に関する証明書（受給資格者の認定を受けようとする者が国民健康保険の被保険者である場合は、当該被保険者の属する世帯の全ての国民健康保険の被保険者の所得、市町村民税の課税等に関する証明書）

（４） 前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　受給資格は、市長の認定した日から取得するものとする。

（受給資格者証の交付及び提示）

第３条　市長は、受給資格者の認定をしたときは、子ども医療費受給資格者台帳に登録を行い、条例第５条第２項に規定する荒尾市子ども医療費受給資格者証（様式第２号。以下「受給資格者証」という。）を交付するものとする。

２　前項の規定により受給資格者に認定された者が保険医療機関の診療を受けようとするときは、受給資格者証を提示しなければならない。

（助成の申請）

第４条　条例第６条第１項の規定による助成の申請は、荒尾市子ども医療費助成申請書（様式第３号）により行うものとする。

（助成額の決定）

第５条　市長は、前条の規定による申請があったときは、審査の上、適当と認めたときは助成額を決定し、子ども医療費助成金決定通知書（様式第４号）により、不適当と認めたときは子ども医療費助成却下通知書（様式第５号）により、受給資格者の保護者に通知するものとする。

２　前項の助成額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（指定保険医療機関）

第６条　条例第６条の２第２項の市長の指定する保険医療機関（以下「指定保険医療機関」という。）は、熊本県内及び福岡県大牟田市内の保険医療機関とする。ただし、当該医療について給付される医療費が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の保険給付の対象となるものである場合は、熊本県内の保険医療機関とする。

（指定保険医療機関への支払事務の委託）

第７条　市長は、条例第６条の２第２項の規定により指定保険医療機関に支払うべき一部負担金に相当する額の審査及び支払に関する事務を、熊本県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金熊本支部に委託して行うものとする。

（届出の義務）

第８条　受給資格者の保護者は、条例第７条の規定によりその資格を喪失したときは、速やかに受給資格者証を市長に返還しなければならない。

２　受給資格者の保護者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、子ども医療費受給資格変更・喪失届（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

（１）　加入している医療保険に変更があったとき。

（２）　受給資格者に変更があったとき。

（３）　その他届出事項に変更があったとき。

（受給資格者証の再交付申請）

第９条　受給資格者が受給資格者証を破損し、又は亡失したときは、子ども医療費受給資格者証再交付申請書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第10条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この規則は、平成12年４月１日から施行する。

２　改正前の荒尾市乳幼児医療費支給に関する条例施行規則の規定によりなされた申請、その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた申請、その他の行為とみなす。

附　則（平成16年３月30日規則第29号）

この規則は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成20年３月21日規則第５号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行前にこの規則による改正前の荒尾市乳幼児医療費支給に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の荒尾市乳幼児医療費支給に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附　則（平成21年６月８日規則第19号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

附　則（平成22年３月31日規則第８号）

（施行期日）

１　この規則は、平成22年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の様式第３号は、この規則の施行の日以後に受給資格者が保険医療機関において受ける診療に係る医療費から適用し、同日前に受給資格者が受けた診療に係る医療費の助成の範囲については、なお従前の例による。

3　この規則の施行の際、この規則による改正前の荒尾市乳幼児医療費助成に関する条例施行規則様式第３号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則（平成23年３月31日規則第14号抄）

（施行規則）

1　この規則は、平成23年４月１日から施行する。

（経過措置）

3　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

附　則（平成24年３月30日規則第９号）

この規則は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成24年９月27日規則第32号）

（施行期日）

1　この規則は、平成24年10月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の様式第３号による用紙で現に残存するものは、なお使用することができる。

附　則（平成25年３月29日規則第18号）

（施行期日）

1　この規則は、平成25年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

附　則（平成25年９月20日規則第35号）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

附　則（平成26年７月25日規則第20号抄）

（施行期日）

1　この規則は、平成26年11月１日から施行する。ただし、附則第４項の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行前に第１条の規定による改正前の荒尾市乳幼児医療費助成に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、第１条の規定による改正後の荒尾市子ども医療費助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3　この規則の施行の際現にある旧規則の様式により使用されている書類は、新規則の様式によるものとみなす。

4　荒尾市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例（平成26年条例第23号）附則第２項に規定する新受給者については、新規則第２条第１項及び第３条第１項の規定による子ども医療費受給資格者証の交付に関する手続を、この規則の施行前においても行うことができる。

附　則（平成26年10月15日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成27年12月14日規則第36号）

（施行期日）

1　この規則は、平成28年４月１日から施行する。ただし、第４条第２項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の様式第３号による用紙で現に残存するものは、なお使用することができる。

附　則（平成29年８月18日規則第25号）

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成30年９月28日規則第26号）

（施行期日）

1　この規則は、平成30年10月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正前の荒尾市子ども医療費助成に関する条例施行規則に規定する様式により交付された荒尾市子ども医療費受給資格者証は、この規則による改正後の荒尾市子ども医療費助成に関する条例施行規則に規定する様式により交付された荒尾市子ども医療費受給資格者証とみなす。

附　則（令和２年９月30日規則第27号）

（施行期日）

1　この規則は、令和３年１月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の第３条第１項の荒尾市子ども医療費受給資格者証の交付に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

3　この規則の施行の際、この規則による改正前の様式第３号による用紙で現に残存するものは、なお使用することができる。

附　則（令和３年３月24日規則第６号）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

附　則（令和３年３月31日規則第９号）

（施行期日）

1　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

様式第１号（第２条関係）

子ども医療費受給資格認定申請書

荒尾市長　様

下記のとおり、荒尾市子ども医療費受給資格の認定を申請します。
なお、資格認定及び助成決定に係る所得、市町村民税等の状況を税務課において確認されることについて同意します。

年　　月　　日

申請者　住所

氏名　　㊞

連絡先

1　対象子ども名

氏　　名	生　年　月　日	個　人　コ　ー　ド
	年　　月　　日生	0
	年　　月　　日生	0
	年　　月　　日生	0
	年　　月　　日生	0

2　健康保険

名　称	健康保険 健康保険組合 共済組合	保険整理番号
被保険者氏名		
記号―番号	―	

3　助成額の振込先

金融機関名	銀行 信用金庫	金融機関コード
支店名	支店	支店コード
口座番号	普通	
（フリガナ）		
口座名義人		

確認

※　保護者本人の自署の場合は、押印を省略することもできます。

様式第１号の２（第２条関係）

個　人　番　号　届　出　書

荒尾市長　様

年　　月　　日

荒尾市子ども医療費助成に関する条例施行規則第２条の規定に基づき、本人及び保護者等の個人番号を下記のとおり届け出ます。

下記の者は、市長が荒尾市子ども医療費助成に関する条例第５条の規定に基づく事務手続を処理するために限って　　年度以後の子ども医療費助成期間中の地方税関係情報について照会することに同意します。

記

同意者	申請者との続柄	
	氏　　名	
	個人番号	
	生年月日	年　　月　　日
	住　　所	□申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	氏　　名	
	個人番号	
	生年月日	年　　月　　日
	住　　所	□申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	氏　　名	
	個人番号	
	生年月日	年　　月　　日
	住　　所	□申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	氏　　名	
	個人番号	
	生年月日	年　　月　　日
	住　　所	□申請者と同居

様式第２号（第３条関係）

（表面）

<table>
<tr><td colspan="3">荒尾市子ども医療費受給資格者証</td></tr>
<tr><td colspan="2">公費負担者番号</td><td>80.43.004.4</td></tr>
<tr><td colspan="2">受給資格者番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">子ども</td><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td></td></tr>
<tr><td>住所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">医療保険</td><td>保険者名称</td><td></td></tr>
<tr><td>被保険者名称</td><td></td></tr>
<tr><td>記号・番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">有効期間</td><td>年　月　日から
年　月　日まで</td></tr>
<tr><td colspan="3">（注）</td></tr>
<tr><td colspan="3">年　月　日

荒尾市長　　印</td></tr>
</table>

（裏面）

注意事項

1　この資格者証では、受給資格者以外の方の分の医療費の助成は受けられません。

2　市長の指定する保険医療機関（以下「指定保険医療機関」という。）で受診する際は、この資格者証と保険証を必ず同時に指定保険医療機関に提示してください。

3　次のことが生じたときは、市に届け出てください。

(1) 住所又は氏名を変更したとき。
(2) 加入保険が変更になったとき。
(3) 生活保護を受けるようになったとき。
(4) その他届出事項に変更があったとき。

4　助成できないもの

(1) 健康保険が適用されないもの
(2) 入院の場合で高額療養費又は家族療養付加給付金に該当する部分
(3) 入院時の食事療養費
(4) 交通事故、学校等での事故による治療費（学校で加入している保険の給付対象にならない場合は5の方法により、申請してください。）

5　入院したとき、指定保険医療機関以外で受診したとき、又は指定保険医療機関で現物給付により診療を受けられなかったときは、診療を受けた月の末日から1年以内に、子ども医療費助成申請書により、助成金の申請を行ってください。

6　転出等により受給資格がなくなるときは、速やかにこの資格者証をお返しください。

【指定保険医療機関へのお願い】

荒尾市においては、県内及び福岡県大牟田市内の指定保険医療機関の子ども医療費の給付、審査及び支払に関する事務を、熊本県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金熊本支部に委託しています。よって、診療報酬明細書に公費負担者番号及び受給者番号を付して子ども医療費の請求をしてください。

様式第３号（第４条関係）

（表面）

市町コード ①	助成区分 ②	カード区分 ③	県市区分 ④	修正区分 ⑤
0	1	B	0	

荒尾市子ども医療費助成申請書

年　月　日

荒尾市長　様

下記の一部負担金を支払いましたので、医療費助成を申請します。

なお、一部負担金が高額療養費に該当する場合は、私の属する健康保険（記載者全員）に係る市民税額の閲覧に同意します。

申請者が記入する欄　（受給資格者証を見て記入してください。）

受給資格者	氏名		生年月日	年　月　日
	住所	荒尾市	電話	—

受給資格者番号	整理番号	健康保険の名称

※　「受給資格者番号」欄は右詰めで記入してください。また、「整理番号」欄は何も記入しないでください。

医療機関・調剤薬局の証明欄

診療年月	年	月

該当するものに○を、入院は日数を記入してください。

区分	日数	医科	歯科	更生特定疾病	育成・療育養育・小児慢特	補装具	その他
入院外		1	2	3	4	6	7
入院	日	A	B	C	D	F	G

調剤
Y

市記入欄	
追加支給で差引	
有	無
8	9

総点数　　点

一部負担金　　円　⇒

院外処方
有　無
（いずれかに○印）

一部負担金は、入院時食事療養費の標準負担額を除いてください。金額は、右詰めで頭に「¥」を付けてください。

医療機関又は調剤薬局コード	

上記のとおり、一部負担金を領収したことを証明します。

年　月　日　　住所

機関名　　㊞

市処理欄

高額療養費			
62		未1	多2
63	世帯コード		
70	支給決定額		
77		非1	課2

付加給付（有　無）

K（有　無）　他（有　無）

以前（有　無）

国保高額決定ページ		係員チェック	

（裏面）

医療費助成申請書を提出される際は、次のことにご注意ください。　（子ども医療）

1　医療費助成の申請

（1）入院したとき、保険医療機関で現物給付により診療を受けられなかったとき、医師の指示により治療用装具等を作成したとき等は、この申請書で助成金の申請をしてください。

（2）診療月の翌月1日以降に助成申請書を子育て支援課又は市民サービスセンターに提出してください（入院分は市民サービスセンターに提出できません。）。

※　診療月の翌月から1年を超えたものは申請できません。
5月診療月を例にすると、6月から翌年5月末日までが1年となります。翌年6月になると1年を超え、申請できなくなりますのでご注意ください。

（3）毎月提出できない場合は、診療月の翌月から1年以内であればまとめて申請できます（申請書は、医院等ごとに月1枚）。

2　助成申請書の提出について

●市内の医院等で診療を受けた場合

【通院】　（1）、（2）のいずれかの提出方法が選べます。

（1）表面の「申請者が記入する欄」を記入し、「医療機関・調剤薬局の証明欄」に医院等で証明を受けるか（証明は有料の場合がありますので、医院等の窓口でご確認ください。）、受給資格者名、診療月及び健康保険診療の一部負担金が分かる領収書（医院等の名称及び住所の記載があるもの）を添えて提出してください。レシートでは受付できません。

（2）診療月の最初の診療の際に、表面の「申請者が記入する欄」を記入し、医院等に預けると、受給資格者の方に代わって市に助成申請書が提出されます。

※　医院等に預ける場合は、必ず「申請者が記入する欄」を記入してください。記入がない場合は、預けることができません。

【入院】

表面の「申請者が記入する欄」を記入し、「医療機関・調剤薬局の証明欄」に医院等で証明を受けるか（証明は有料の場合がありますので、医院等の窓口でご確認ください。）、受給資格者名、診療月及び健康保険診療の一部負担金が分かる領収書（医院等の名称及び住所の記載があるもの）を添えて子育て支援課に提出してください（入院分は市民サービスセンターに提出できません。）。

●市外の医院等で診療を受けた場合

表面の「申請者が記入する欄」を記入し、「医療機関・調剤薬局の証明欄」に医院等で証明を受けるか（証明は有料の場合がありますので、医院等の窓口でご確認ください。）、受給資格者名、診療月及び健康保険診療の一部負担金が分かる領収書（医院等の名称及び住所の記載があるもの）を添えて提出してください。レシートでは受付できません。

※ただし、上記の他に市長が必要と認める添付書類の提出が必要な場合があります。

3　助成について

健康保険で診療された受給資格者の保護者が1か月に支払った一部負担金を助成します。なお、健康保険の高額療養費、一部負担還元金、家族療養費付加金その他公的給付等があるときは、その合計額を差し引いて助成します。また、健康保険が適用されないもの、入院時の食事療養費、交通事故等による治療代、幼稚園・保育園・学校等の管理下での事故による治療代は、助成できません。

※　助成申請書を毎月20日（土、日、祝日のときは前日）までに提出された分について、翌月の17日（土、日、祝日のときは翌日）にお届けの口座に振り込みます。なお、21日以降に提出された分は、翌々月の17日（土、日、祝日のときは翌日）に振り込みます。都合により遅くなることもありますのでご了承ください。

※　医院等に預けられた分については、20日までに市役所に届いた分を、翌月17日（土、日、祝日のときは翌日）に振り込みます。

様式第４号（第５条関係）

年　　月　　日

荒尾市長

年　　月支給の子ども医療費助成金決定通知書

先に申請のあった子ども医療費助成について、規則の定めるところにより申請書から控除額（高額療養費、付加給付額）を差し引いて決定し、下記のとおり給付することになったので通知します。

記

診療年月	医療機関名	一部負担金の額	高額療養費	付加給付額	自己負担額	決定額
	合　　計					

口座払い　支払期日　　年　　月　　日、指定の金融機関口座へ振り込みます。

金融機関名　　口座番号

口座名義人

様式第５号（第５条関係）

年　　月　　日

荒尾市長

子ども医療費助成却下通知書

先に申請のあった子ども医療費助成について、同一診療月の支給額の計が基準に満たないため却下となったので通知します。

記

診療年月	医療機関名	一部負担金の額	高額療養費	付加給付額	却下になった額
	合　　計				

１．今回上記のとおり助成申請は却下されました。ただし、同一診療月の追加申請があった場合には、この申請書も含めて基準額を超える額を助成します。

２．助成申請書は、診療月の翌月から１年以内の分であれば有効です。

３．万全の事務処理をいたしておりますが、万一、本状と異なることがあれば、お手数ですが電話等によりご連絡ください。

様式第６号（第８条関係）

子ども医療費受給資格　変更　・　喪失　届

荒尾市長　様

年　　月　　日

届出人　住所

氏名

連絡先

該当者名				
個人コード				

１　変更　　【事由発生日　　年　　月　　日】

変更前 ⟶ 変更後

住　所	荒尾市	荒尾市
氏　名		
保険名称	健康保険 健康保険組合 共済組合	健康保険 健康保険組合 共済組合
被保険者氏名		
記号―番号	―	―
保険整理番号	→	

２　喪失　　【事由発生日　　年　　月　　日】

□　市外転出　　□　生活保護受給

□　ひとり親家庭等医療費受給　　□　死亡

□　重度医療費受給　　□　その他

未処理	処理

様式第７号（第９条関係）

年　　月　　日

荒尾市長　様

申請者

住所

氏名

子ども医療費受給資格者証再交付申請書

このことについて、医療受給資格者証を破損・亡失したので再交付くださるよう申請します。

記

受給資格者名	破損・亡失等理由